

東日本大震災による避難者への新潟市の私立学校等補助事業の適用に関する要綱

	平成 23 年	12 月	19 日
改正	平成 24 年	4 月	1 日
改正	平成 27 年	4 月	1 日
改正	平成 28 年	4 月	1 日
改正	平成 29 年	4 月	1 日
改正	平成 30 年	4 月	1 日
改正	平成 31 年	4 月	1 日
改正	令和 2 年	4 月	1 日
改正	令和 3 年	4 月	1 日
改正	令和 4 年	4 月	1 日
改正	令和 4 年	4 月	1 日
改正	令和 5 年	4 月	1 日
改正	令和 6 年	4 月	1 日

(目的)

第1条 この要綱は、私立幼稚園に在園する幼児または私立高等学校に在学する生徒の保護者（以下「保護者」という。）を補助対象者とする本市の補助事業の適用に関して、東日本大震災による避難者にかかる特例的な取り扱いの範囲を定めることで、その経済的負担の軽減を図るものとする。

(特例的な取り扱いを行う補助事業)

第2条 次の各号に掲げる要綱に基づいて実施される補助事業は、東日本大震災による避難者で次条に定める者については、特例的に本市民とみなして補助対象者を決定する。

- (1) 新潟市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱（昭和49年5月25日制定）
- (2) 新潟市私立幼稚園父母負担軽減補助要綱（昭和53年4月1日制定）
- (3) 新潟市私立高等学校学費助成要綱（昭和53年4月1日制定）

(本市民とみなす保護者の範囲)

第3条 前条の規定により本市民とみなす者は、本市民以外で、東日本大震災に起因する事情により本市に居住する保護者であって、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 住宅が全壊または半壊した者
- (2) 住所が原子力災害対策特別措置法による避難指示区域にある者（以下「避難指示区域からの避難者」という。）
- (3) その他市長が認める者

(設置者による確認)

第4条 この要綱の規定により本市の補助事業の適用を求める保護者について、私立幼稚園または私立高等学校の設置者は、次の各号に掲げる書類により当該保護者が本市民とみなされる者であるかどうかを確認する。

- (1) 住宅が全壊または半壊した者 罹災証明書

(2) 避難指示区域からの避難者 住民票、運転免許証、健康保険証、その他、確認できると市長が認めるもの

2 市長は、必要があると認めるときは、私立幼稚園または私立高等学校の設置者に対し、前項の規定による確認についての説明または必要な書類の提出を求めることができる。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、補助事業の適用に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日等)

1 この要綱は、平成23年12月19日から実施し、平成23年度分の補助事業から適用する。

(要綱の失効)

2 この要綱は、平成24年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成24年4月1日から実施し、平成24年度分の補助事業から適用する。

(要綱の失効)

2 この要綱は、平成27年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成27年4月1日から実施し、平成27年度分の補助事業から適用する。

(要綱の失効)

2 この要綱は、平成28年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成28年4月1日から実施し、平成28年度分の補助事業から適用する。

(要綱の失効)

2 この要綱は、平成29年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から実施し、平成 29 年度分の補助事業から適用する。

(要綱の失効)

- 2 この要綱は、平成 30 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から実施し、平成 30 年度分の補助事業から適用する。

(要綱の失効)

- 2 この要綱は、平成 31 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から実施し、平成 31 年度分の補助事業から適用する。

(要綱の失効)

- 2 この要綱は、令和 2 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から実施し、令和 2 年度分の補助事業から適用する。

(要綱の失効)

- 2 この要綱は、令和 3 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から実施し、令和 3 年度分の補助事業から適用する。

(要綱の失効)

- 2 この要綱は、令和 4 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から実施し、令和 4 年度分の補助事業から適用する。

(要綱の失効)

2 この要綱は、令和 5 年 3 月 3 1 日限り、その効力を失う。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から実施し、令和 5 年度分の補助事業から適用する。

(要綱の失効)

2 この要綱は、令和 6 年 3 月 3 1 日限り、その効力を失う。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から実施し、令和 6 年度分の補助事業から適用する。

(要綱の失効)

2 この要綱は、令和 7 年 3 月 3 1 日限り、その効力を失う。